

資料－２

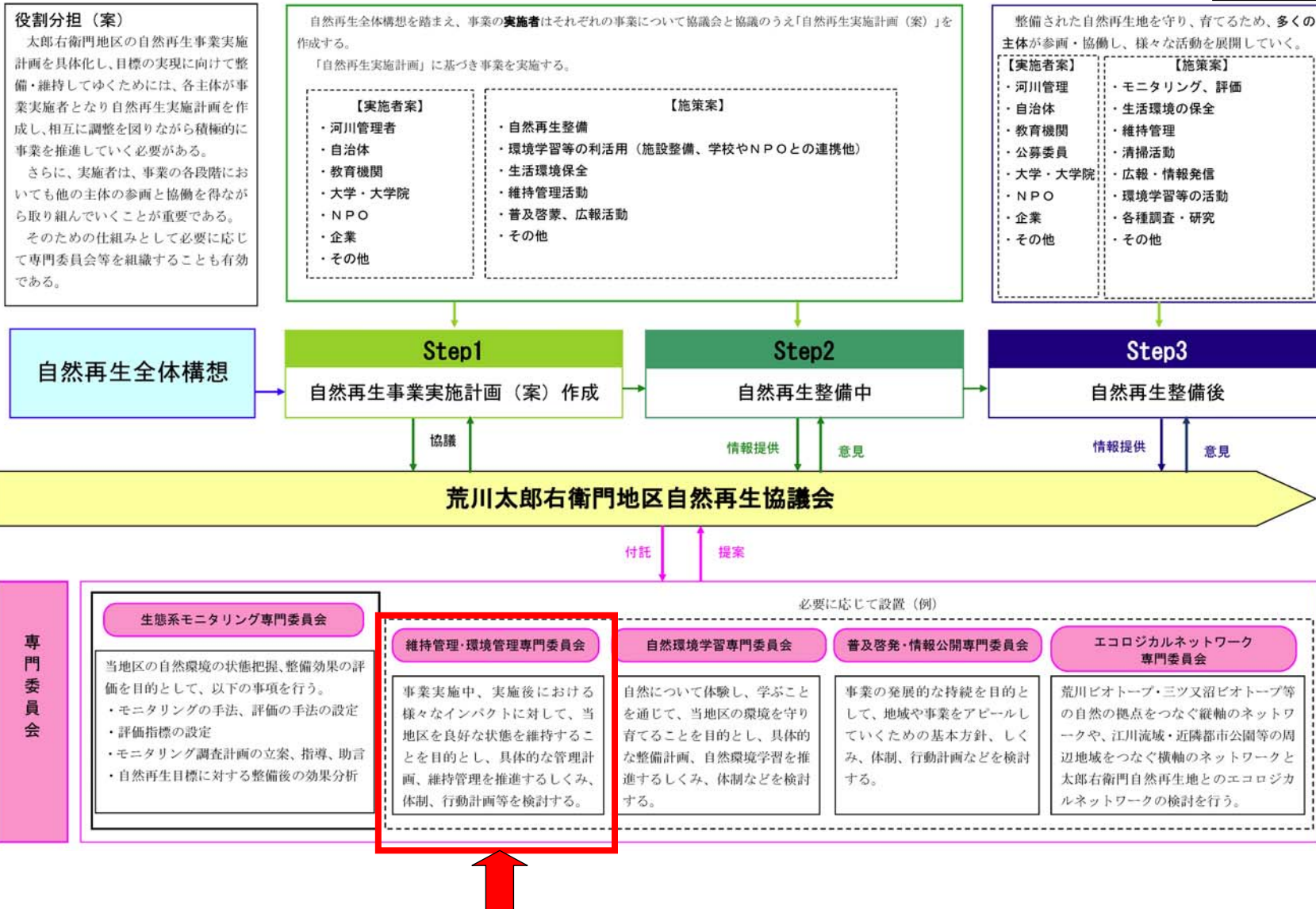
第36回 荒川太郎右衛門地区自然再生協議会
2014年3月18日

（仮称）維持管理・環境管理専門委員会の設立について

1. 維持管理に関する専門委員会設立決定の経緯

●維持管理に関する専門委員会は、協議会の「自然再生全体構想」の中で「維持管理・環境管理専門委員会」として、組織体制の検討も役割として含めてその設立が想定されています。

全体構想P51より



1. 維持管理に関する専門委員会設立決定の経緯

- 「管理目標ワーキング」は、荒川上流河川事務所の「自然再生実施計画書」の実現にむけて具体的な整備内容と整備箇所を順次必要となる維持管理の検討と実施を担うグループとして、平成23年6月から活動してきました。
- 今年度は、将来にわたって想定される維持管理内容や費用、必要となる組織体制についての検討を進めてきましたが、より専門的な内容も含めて組織体制や資金確保・管理について検討するにはワーキンググループではなく責任ある場が必要とされ、「**自然再生全体構想**」にある**専門委員会を設立することが第35回協議会で決定**されました。

管理目標ワーキングの設立目的等
(第27回協議会(2011年3月5日)資料より)

管理目標ワーキング(仮称)の設置・目的と進め方(案)

新たに管理目標ワーキンググループ(仮称)(以下「目標WG」と呼ぶ)を設置して、具体的な管理目標について検討を行う。

○目的

平成21年12月にとりまとめた「自然再生実施計画書」に基づき、平成23年度から実施する、旧流路の保全、湿地および止水環境の拡大、河畔林の保全(ハンノキ林の保全・再生)と、整備済みの箇所から順次必要となる維持管理の内容について、荒川上流河川事務所と協議会委員と一緒に作業・検討を行う。

○検討の条件および制限

- ・当該年度の工事箇所の自然のイメージについては、秋までに結論を出すこととし、秋からは実際に工事に着手することになります。
- ・維持管理の方法については、工事を実施した箇所から順次検討を行い、具体的に実施していくこととなります。
- ・事業を継続していくためには、実施計画で定めた内容の速やかな実施と、効果の発現が求められるため、管理WGでは着実に成果があげられるよう前向きな作業・検討を実施して頂くこととなります。
- ・目標WGは決定機関ではなく、案の作成を行うものであり、決定は協議会が行います。

○進め方

- ・目標WGは、実施計画に基づき平成23年度から実施する工事箇所の保全・再生の管理目標について検討を行います。
- ・検討に際しては、生態系モニタリング専門委員会の意見を聞くこととし、検討・作業の途中経過を協議会に報告しつつ進めます。
- ・事務局は荒川上流河川事務所が行い、会議に必要な資料の作成・とりまとめは事務局が行います。
- ・協議会委員は誰でも目標WGに参加することができます。
- ・目標WGで作業・検討を行った成果は、運営委員会を経て、協議会に諮ります。

維持管理に関する専門委員会設立の決定
(第35回協議会(2013年12月3日)資料より)

【平成30年度以降の協議会の組織体制について】

～特に維持管理の視点から～

①維持管理メニューの洗い出し

- 1)整備済み箇所の現地状況の確認
- 2)国が実施すべきメニュー
 - ・「河川管理用通路」の除草
 - ・事業効果検証のためのモニタリング
 - ・整備地に流入した土砂の除去等
- 3)上記以外のメニュー
 - ・整備地(上池湿地・下池ハンノキ移植地等)の目標種定着までの外来種駆除、
 - ・事業効果検証以外のモニタリング

②維持管理に必要な人員・コストの算出

- 洗い出したメニューに必要な人員・コストの算出
- ※三ツ又沼ビオトープ等の事例を参考

③組織体制の検討

- 体制の検討
- *協議会とは別組織の立ち上げ?
- ⇒ ①協議会、②NPO、③公益法人、④株式会社、⑤公園化 等

④資金確保方策の検討

- 1)事例の確認
- 2)資金確保方策の検討

組織の設立・維持管理の実施(H30以降)

管理目標WGで実施

新たな委員会を
設立して実施す
ることが決定

2. 維持管理に関する専門委員会の名称と役割

●維持管理に関する専門委員会は、協議会の「自然再生全体構想」の中でその名称と役割を以下のように想定しています。

- ・名称 : 維持管理・環境管理専門委員会
- ・役割 : 事業実施中、実施後における様々なインパクトに対して、当地区を良好な状態に維持することを目的とし、具体的な管理計画、維持管理を推進するしくみ、体制、行動計画等を検討する。

①

②

⇒ 大きく①②の2つの役割が想定されています。

●上記を基本として名称と役割を決定し、設置細則を設ける必要があります。

「自然再生全体構想」での記述

提案（設置細則での表現案）

名称

維持管理・環境管理専門委員会

維持管理・環境管理専門委員会

目的・役割は当初想定と同様であり、同じ名称とします。

役割

事業実施中、実施後における様々なインパクトに対して、当地区を良好な状態に維持することを目的とし、具体的な管理計画、維持管理を推進するしくみ、体制、行動計画等を検討する。

太郎右衛門自然再生地における自然再生事業を実施するにあたり、事業実施中、実施後における様々な事象や問題に対して、当地区を良好な状態に維持することを目的とし、①具体的な管理計画、②維持管理を推進するしくみ、体制、行動計画等を検討するとともに、当面必要な維持管理を実施する。

内容は概ねそのままとし、以下の追加変更をします。

1) 細則における文章表現として、冒頭に追記します。
(生態系モニタリング専門委員会と同様：次ページ参照)

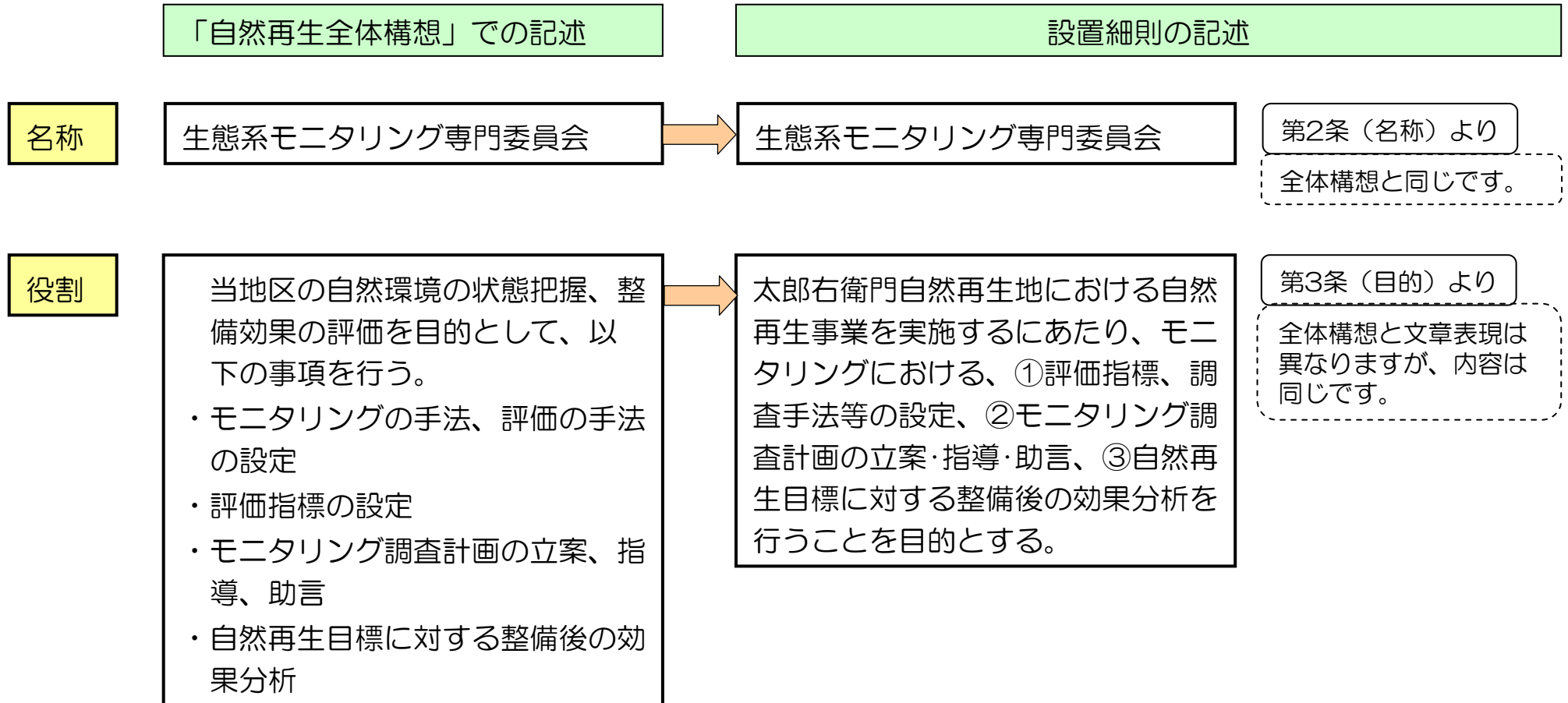
2) 「インパクト」を「事象や問題」と書き換えます。

3) 役割をわかりやすくするため①②を追記します。

4) 当面の維持管理の実行を役割に加えます。

2. 維持管理に関する専門委員会の名称と役割

参考：生態系モニタリング専門委員会の場合



3. 維持管理に関する専門委員会の設置細則

●協議会設置要綱に基づき、専門委員会には設置細則を設ける必要があります。

設置要綱における専門委員会に関連する記載部分

第5章 会議および専門委員会 (協議会の会議)

第12条 協議会の会議は、会長が召集する。

2 協議会の会議の議長は、会長がこれに当たる。

3 会長は、協議会の会議の進行に際して専門的知見を有する者の意見を聴取することを必要と認める場合若しくは、委員より専門的知見を有する者の意見聴取の発議があり第12条に規定する協議会の会議の出席委員の合意を得た場合、協議会の会議に委員以外の者の出席を要請することができる。

4 会長は、協議会の会議の進行に際して専門的協議を必要と認める場合若しくは、委員より専門的協議の発議があり第12条に規定する協議会の会議の出席委員の合意を得た場合、協議会の会議と別に専門委員会を設置し専門的協議を要請することができる。

(専門委員会)

第13条 専門委員会の専門委員は、協議会に参加するものから選任する。

2 専門委員会は、議事の進行に際し必要となる専門的知見を有する者の意見を聴取することができる。

3 専門委員会は、協議会から付託される専門的事項について協議し、第12条に規定する協議会の会議に報告する。

(公開)

第14条 協議会の会議および専門委員会は、原則公開とする。

2 協議会の会議および専門委員会の開催について、荒川上流河川事務所ホームページでの公開を行うとともに、記者発表を行う。

3 協議会の会議および専門委員会の資料は、荒川上流河川事務所ホームページでの公開を行う。

4 協議会の会議および専門委員会の議事録は、要旨をとりまとめて議事要旨とし、荒川上流河川事務所ホームページでの公開を行う。

第8章 補則 (要綱施行)

第18条 この要綱に規定することの外、要綱施行および協議会の運営に関して必要な事項は、第12条に規定する協議会の会議の合意を経て、会長が別に規定する。

この条文に基づいて専門委員会を設置します。

この条文に基づいて専門委員会の運営ルールを設けます。(設置細則に反映します)

この条文に基づいて専門委員会の設置細則を設けます。

3. 維持管理に関する専門委員会の設置細則

●細則は、生態系モニタリング専門委員会の細則を参考に以下を案とします。

維持管理に関する専門委員会の設置細則(案)

荒川太郎右衛門地区自然再生協議会 設置要綱 第12条細則

(維持管理・環境管理専門委員会)

(設置)

- 第1条 荒川太郎右衛門地区自然再生協議会 設置要綱（以下「協議会設置要綱」と称する）第12条4項に定められる専門委員会を設置する。
- 2 この維持管理・環境管理専門委員会の運営に関しては、協議会設置要綱に定めるもののほか、協議会設置要綱第18条に基づき、この細則に定めるところによる。

(名称)

第2条 本専門委員会は、荒川太郎右衛門地区自然再生協議会維持管理・環境管理専門委員会（以下「維持管理・環境管理専門委員会」と称する）という。

本委員会用の表現です。

(目的)

第3条 維持管理・環境管理専門委員会は、太郎右衛門自然再生地における自然再生事業を実施するにあたり、事業実施中、実施後における様々な事象や問題に対して、当地区を良好な状態に維持することを目的とし、①具体的な管理計画、②維持管理を推進するしくみ、体制、行動計画等を検討するとともに、当面必要な維持管理を実施する。

(委員長及び副委員長)

- 第4条 維持管理・環境管理専門委員会に委員長及び副委員長を各1名置き、委員の互選によりこれを規定する。
- 2 委員長は維持管理・環境管理専門委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、必要に応じ委員長の職務を代行する。
- 4 任期経過後、後任の委員長及び副委員長が決定するまでは、それぞれの職務を継続する。

参考：生態系モニタリング専門委員会の設置細則

荒川太郎右衛門地区自然再生協議会 設置要綱 第12条細則

(生態系モニタリング専門委員会)

(設置)

- 第1条 荒川太郎右衛門地区自然再生協議会 設置要綱（以下「協議会設置要綱」と称する）第12条4項に定められる専門委員会を設置する。
- 2 この生態系モニタリング専門委員会の運営に関しては、協議会設置要綱に定めるもののほか、協議会設置要綱第18条に基づき、この細則に定めるところによる。

(名称)

第2条 本専門委員会は、荒川太郎右衛門地区自然再生協議会生態系モニタリング専門委員会（以下「生態系モニタリング専門委員会」と称する）という。

(目的)

第3条 生態系モニタリング専門委員会は、太郎右衛門自然再生地における自然再生事業を実施するにあたり、モニタリングにおける、①評価指標、調査手法等の設定、②モニタリング調査計画の立案・指導・助言、③自然再生目標に対する整備後の効果分析を行うことを目的とする。

(委員長及び副委員長)

- 第4条 生態系モニタリング専門委員会に委員長及び副委員長を各1名置き、委員の互選によりこれを規定する。
- 2 委員長は生態系モニタリング専門委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、必要に応じ委員長の職務を代行する。
- 4 任期経過後、後任の委員長及び副委員長が決定するまでは、それぞれの職務を継続する。

3. 維持管理に関する専門委員会の設置細則

維持管理に関する専門委員会の設置細則(案)

(任期)

第5条 協議会設置要綱 第3章 第6条 2項に示す任期と同一とする。
ただし、任期経過後、新たな委員が決定するまでの間は、会長が必要と認めた場合、当該任期の終了した委員がその職務を行うことができるものとする。

(維持管理・環境管理専門委員会の会議)

第6条 維持管理・環境管理専門委員会の会議は、委員長が招集する。
2 維持管理・環境管理専門委員会の議長は、委員長がこれにあたる。

(事務局)

第7条 維持管理・環境管理専門委員会の会務を処理するために維持管理・環境管理専門委員会事務局を設ける。
2 維持管理・環境管理専門委員会事務局は、国土交通省 関東地方整備局 荒川上流河川事務所に置く。
3 協議会の委員は、維持管理・環境管理専門委員会の事務局に参加することができる。
4 維持管理・環境管理専門委員会事務局は、次に掲げる事務を行う。
(1) 第6条に規定する維持管理・環境管理専門委員会の会議の議事について協議する。
(2) 第6条に規定する維持管理・環境管理専門委員会の会議の進行について協議する。
(3) 維持管理・環境管理専門委員会の会議の議事録および議事要旨の作成を行う。
(4) 維持管理・環境管理専門委員会から付託される維持管理・環境管理専門委員会の運営に関する事項について協議する。

附則

1. この細則は平成26年3月18日から施行する。

協議会で承認を得た日付となります。

参考：生態系モニタリング専門委員会の設置細則

(任期)

第5条 協議会設置要綱 第3章 第6条 2項に示す任期と同一とする。
ただし、任期経過後、新たな委員が決定するまでの間は、会長が必要と認めた場合、当該任期の終了した委員がその職務を行うことができるものとする。

(生態系モニタリング運営委員会の会議)

第6条 生態系モニタリング運営委員会の会議は、委員長が招集する。
2 生態系モニタリング専門委員会の議長は、委員長がこれにあたる。
3 生態系モニタリング専門委員会は、議事内容に応じて非公開とすることができる。

希少種情報を取り扱うため、「非公開」とできることとしています。

(事務局)

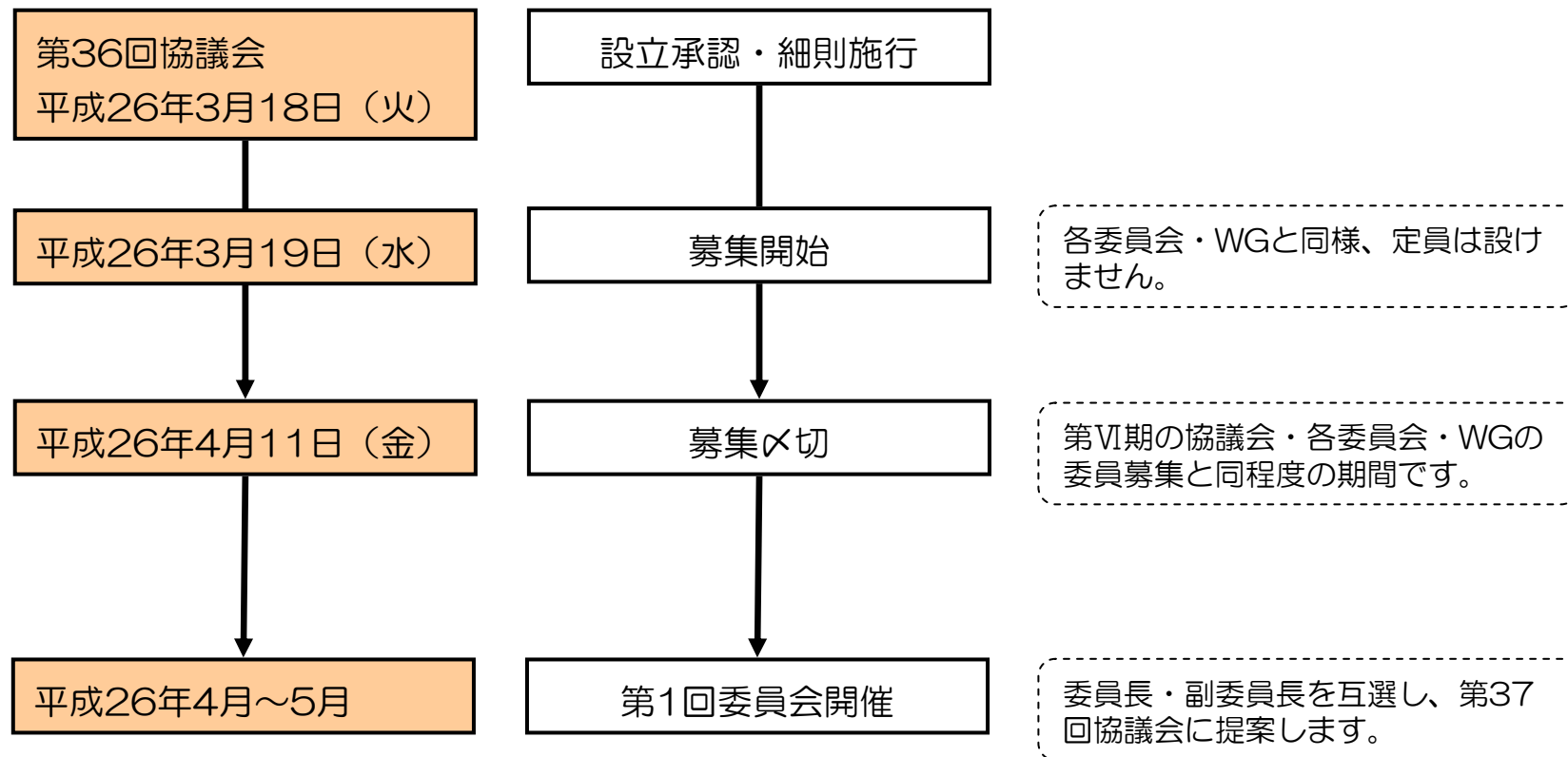
第7条 生態系モニタリング専門委員会の会務を処理するためにモニタリング専門委員会事務局を設ける。
2 生態系モニタリング専門委員会事務局は、国土交通省 関東地方整備局 荒川上流河川事務所に置く。
3 協議会の委員は、生態系モニタリング専門委員会の事務局に参加することができる。
4 生態系モニタリング専門委員会事務局は、次に掲げる事務を行う。
(1) 第6条に規定する生態系モニタリング専門委員会の会議の議事について協議する。
(2) 第6条に規定する生態系モニタリング専門委員会の会議の進行について協議する。
(3) 生態系モニタリング専門委員会の会議の議事録および議事要旨の作成を行う。
(4) 生態系モニタリング専門委員会から付託される生態系モニタリング専門委員会の運営に関する事項について協議する。

附則

1. この細則は平成16年10月31日から施行する。
2. この細則は平成20年3月20日から施行する。
3. この細則は平成25年7月29日から施行する。

4. 維持管理に関する専門委員会の活動開始スケジュールについて

●活動開始スケジュールは、来年度早期から活動するため、以下を案とします。



管理目標WGは、本委員会に役割が引き継がれるため、委員会設立と同時に活動終了とすることを提案します。